

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	名簿管理システム	
行政機関等の名称	郡山市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	郡山市選挙管理委員会	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査・整理するとともに、調製した選挙人名簿抄本により選挙人の範囲の確定及び投票時の選挙人の確認を行うために利用する。	
記録項目	1氏名 2住所 3性別 4生年月日 5死亡情報 6本籍 7前住所 8転入（届出）日 9世帯情報 10続柄 11異動（届出）日 12異動先住所 13失権者情報（犯罪の経歴等） 14性別変更 15支援対象（犯罪被害の事実） 16選挙人名簿登録抹消情報 17（選挙時名簿抄本）期日前不在者投票状況	
記録範囲	郡山市に住民登録を有したことがある者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先	<small>【選挙人名簿抄本】 (特定の者の登録確認)選挙人 (政治活動(選挙運動を含む。))公職の候補者等又指定する者、政党・政治団体の役員又は構成員で政党・政治団体が指定するもの (統計、世論、学術研究、調査研究で公益性が高いもののうち政治・選挙に関するものを実施するため名簿抄本閲覧が必要)国等の機関の職員で国等機関が指定するもの、法人役員又は構成員で法人が指定するもの、個人又は個人が指定す</small>	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称	郡山市広聴広報課市政情報センター
	所在地	〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<small>選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条第1項に基づき、定める期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項に基づき、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。</small>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		